

# 民間賃貸住宅の賃貸借関係紛争 に関する無料電話・面接相談

## 1 こんな方はお電話・または面接相談のご予約をください

- 「退去の際に多額の負担を求められ、敷金を返してくれない」
- 「賃料の増額を求められて困っている」
- 「アパートを貸しているが賃料を払ってくれないので出て行ってほしい」
- 「契約を更新したくない」「契約違反をしているので契約を解除したい」
- ・・・など、民間賃貸住宅の賃貸借関係にまつわる問題で悩んでおられる方のご相談をお待ちしております。



## 2 ご相談は**無料**です（※但し、電話代はご自身の負担となります。）。

- ・面接相談の場合は事前にご予約下さい（空きがあれば当日でも予約受付いたします。）
- ➔ [ご予約は香川県弁護士会 087\(822\)3693 まで。](tel:0878223693)
- ・電話相談のご予約は不要です。相談時間内にお電話ください。（時間帯によっては繋がりにくい場合があります。）
- ・相談時間はお一人30分以内です。
- ・この相談は「民間賃貸借住宅」の賃貸借関係に関する相談のみ無料です。相談の内容が趣旨と違った場合は毎週月・水・金曜日（13時～16時20分）に香川県弁護士会館で実施している一般法律相談（※有料5,400円）を御案内させていただくことがあります。



この相談は当会が国土交通省の住宅セーフティネット基盤強化推進事業（裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に係る事業）として、同省の補助を受けて実施しています。相談内容の整理・分析等を行うため、ご提供いただいた相談者の個人情報とは同省及び同省が採択した本事業の補助事業者には提供されることがありますのでご了承ください。

実施期間：2014年9月9日（火）  
～2015年3月24日（火）  
（毎月第2・第4火曜実施）

時 間：13:30～16:30まで

**087-822-5771**

（※相談専用電話 相談日にのみ繋がります。）

主催：香川県弁護士会

《お問い合わせ、ご予約はこちらまで》

087-822-3693（平日9時～17時まで）